

議案第143号

川崎市土地利用審査会条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市土地利用審査会条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年11月25日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市土地利用審査会条例の一部を改正する条例

川崎市土地利用審査会条例（昭和49年川崎市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、国土利用計画法第12条第6項及び第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による規制区域の指定若しくは指定の解除又はその区域の減少に係る確認の議事は、委員の総数の過半数で決する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

国土利用計画法の一部改正に伴い、規制区域の指定等の確認の議事を決する
方法を定めるため、この条例を制定するものである。